

令和4年度 吉備中央町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

国は、令和3年4月より社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業を創設しました。分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてまるごとつながることで、地域を共に創っていく社会「地域共生社会」を目指しています。

吉備中央町においても、地域における近隣同士の支えあいや助け合い機能も希薄化が増し、地域社会を取り巻く環境は厳しく、福祉課題はさらに複雑・多様化してきています。また、終わりの見えない新型コロナウイルス感染症は、経済活動や住民生活に大きな影響をもたらし、新たな生活課題となっています。

このような状況の中、本会では長年の課題であった地域福祉活動計画を策定します。昨年度より本会職員で構成するワーキングチームを結成し、地域に出向き、地域の方たちにヒヤリングや座談会を行っています。これにより、職員が地域を知り、人を知り、地域ニーズを把握し、社協が地域とつながる事業を検討していきます。

また、新規事業として、法人後見事業や障害者相談支援事業所を設立し、地域住民のあらゆる地域課題を受け止め、地域での生活支援に向けた、総合的な相談支援体制を整えていきます。

介護保険事業については、年々利用者が大幅に減少し、採算の取れない大変厳しい状況にありますが、社協の原点である「住民ニーズに応える事業・活動を実施する」という立場に立ち、行政や関係機関と連携し、サービスの内容や制度について、再度見直しを行っていきます。

【重点目標】

1. 地域福祉活動計画の策定
2. 相談・生活支援体制の整備
3. 小地域福祉ネットワークづくりの推進
4. 社協職員の意識改革と資質の向上
5. 組織、運営体制の強化

I 法人運営部門

地域福祉を目的とした公共性の高い団体として、事業を効果的かつ適正に行うため、地域に開かれた組織体制を確立し、経営基盤の強化と事業やサービスの質の向上を図り、住民に信頼される組織運営を図ります。

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会・監査会の開催
- (2) 財源確保に向けた取組
- (3) 労働法制に基づいた労務管理
- (4) 職員研修制度の充実
- (5) 感染症及び災害時BCP（業務継続計画）の策定
- (6) 事業広報活動等の充実

II 地域福祉部門

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、その解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進するとともに、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を図っていきます。

1. 地域福祉事業

(1) 地区社協の活動支援・育成強化

地域住民による「見守り・支え合い」の地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて育成強化を図ります。

(2) 福祉委員制度の検討

本年度策定予定の本会活動計画の中で、身近な地域の中にある問題や課題を早期発見するための「地域のアンテナ役」である福祉委員のあり方を制度化し、地域と社会福祉協議会の繋がりづくりを再構築します。

(3) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地域住民が気軽に集える場所づくりを通して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などのサロン活動の推進を図ります。

(4) 福祉教育の推進

高齢者や障害者、地域の方々など、多様な特性を持たれた人々との「対話」を通して、それぞれの違いを知り、共に生きるために自分に何ができるかを考えるきっかけをつくります。

(5) 生活支援コーディネーター配置（受託事業）

住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が送れるように、地域に不足するサー

ビスの創出や担い手の養成等の資源開発を行うと共に関係者間の情報共有等連携のためのネットワークを構築していきます。

2. 在宅福祉サービス事業

- (1) 高齢者ふれあい交流事業(受託事業)
- (2) 高齢者生活福祉センター居住部門運営事業(受託事業)
- (3) 産前産後ケア移動支援事業(受託事業)
- (4) 長期在宅介護者報奨金支給事業を見直し新規事業へ
- (5) 生活福祉資金貸付事業(受託事業)
- (6) 高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業
- (7) 福祉車両貸出事業
- (8) 日常生活用具貸与事業
- (9) あんしん電話サービス事業
- (10) サポーター派遣サービス事業

3. 福祉相談活動事業

- (1) 福祉相談事業(行政・人権相談と共同開設)
- (2) 総合相談事業(アウトリーチの徹底)

4. ボランティアセンター活動事業

- (1) 夏のボランティア体験事業(中学生以上)
- (2) ボランティア団体助成事業(各ボランティア団体)
- (3) 災害ボランティア養成講座(災害ボランティアの養成・登録)
- (4) 災害ボランティアセンター設置体制整備
- (5) ボランティア保険加入支援
- (6) 福祉ボランティアグループ活動支援
- (7) ボランティア活動に関する相談・調整

5. 福祉センター管理運営事業

- (1) 老人福祉センター管理運営事業(ふれあい荘)
- (2) 総合福祉センター指定管理事業(高齢者生活福祉センター、介護保険関連施設)
- (3) 賀陽福祉センター指定管理事業(デイサービスセンターしらさぎ、生きがい支援センター、ミニゴルフ場、ゲートボール場、共同作業場)

6. 各種団体活動支援・助成金交付事業

- (1) シルバー人材事業団(受付等事務支援)
- (2) ふれあい・いきいきサロン ・はつらつ元気体操

- (3) 身体障害者福祉協会
- (4) ボランティアサークルほほえみの会
- (5) 遺族会
- (6) 結びの会
- (7) ケイマンゴルフ同好会
- (8) 慰霊祭開催

7. その他

- (1) 100歳祝賀訪問
- (2) 災害見舞(火災、水害、土砂災害等)

8. 共同募金・たすけあい募金事業

(1) 共同募金事業

多様で複雑化している地域福祉の課題の解決に取り組むボランティア団体等を応援するため、募金活動を通して誰もが安心して暮らすことができるまちづくりをすすめます。

(主な事業)

- ・町内各種団体助成事業
- ・福祉まつり
- ・マスキングテーププロジェクト(広報事業)

(2) たすけあい募金事業

生活に困窮している方や社会的孤立状態にあり支援を必要としている方をはじめ、地域で暮らす誰もが、新たな年を安心して迎えられるよう、地域の助け合いによる繋がりづくりを推進します。

- ・福祉施設入所者支援事業
- ・生活困窮者見舞金事業
- ・生活応援事業
- ・その他事業

Ⅲ 相談支援・権利擁護部門

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、「断らない」相談支援を念頭に、多様で継続的な「出口支援」を行い、相談者自身による問題解決を支援していきます。

また、認知症高齢者、知的障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が成年後見人等となり、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるよう、その権利を擁護します。

(1) 法人後見事業

支援を必要とする方を対象に、成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、財産管理や
身上保護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

(2) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、
生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、預金通帳等の貴重品の預かり
を行います。

(3) 特定相談支援事業（新規）

行政、関係機関と連携し、身体に障害のある方、知的・精神に障害のある方また難病
患者の方を対象に、相談支援事業所を立ち上げ、自分らしい生活が送れるよう支援しま
す。

IV 介護保険部門

介護サービス事業については、多様化、深刻化する福祉課題・生活課題への対応を強化
するため、介護サービス事業の人材や情報等の資源を社協全体として生かすことが重要で
あり、地域福祉と介護サービス事業の総合的展開を図る必要があります。住民主体の地域
包括ケアシステムを支える社協らしい介護サービス事業の推進を図ります。

1. 介護サービス事業

(1) 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業所）

(2) 通所介護事業（しらすぎ通所介護事業所、やすらぎ通所介護事業所）

(3) 訪問介護事業（訪問介護事業所）